運輸安全に関する取り組みについて

2025 年 6 月

山交ハイヤー株式会社

１　輸送の安全に関する基本方針

社長及び役員は旅客輸送事業におけるコンプライアンスの遵守と安全確保が社会的使命であり、事業経営の根幹であることを深く認識し、全社員にこのことを徹底させ、社内における輸送の安全確保について主導的な役割を果たしてまいります。

輸送の安全に関する計画策定、実行、評価、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施してまいります。そのために現場の安全に関する声に真摯に耳を傾け、現場の実態を把握して安全対策を見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することによって安全性の向上に努めてまいります。

また輸送の安全に関する情報については、積極的に公表してまいります。

２　輸送の安全に関する 2024 年度の安全方針と当該目標の達成状況

2024 年度は、安全方針を「安全・安心」輸送の提供を掲げ、自責重大事故ゼロ件を目標とし、安全で安心な輸送に尽くしましたが、自責重大事故が１件発生いたしました。この反省を踏まえ「安全・安心」輸送の提供を掲げ、自責重大事故ゼロ件を次年度こそ達成してまいります。

本年度は、前年度の反省を踏まえ、安全で安心な輸送を全社員が認識し最善を尽くしてまいります。

３　自動車事故報告規則第２条に規定する事故に関する統計

2024 年度は自動車事故報告規則第２条 第３号に該当する事故が１件発生いたしました。

＊参考　　道路運送法第 29 条に基づき国土交通大臣に届け出る事故（抜粋）

自動車事故報告規則（第２条）
第 １号　火災を起こしたもの
第 ３号　死者または重傷者を生じたもの
第 ７号　操縦装置又は乗降口の扉の開閉する操作装置不適切な操作により、旅客に傷害を生じたもの
第 ８号　酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
第 ９号　運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
第 10 号　救護義務違反があつたもの
第 11 号　自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの

４　安全管理規定

別紙のとおり定めております。

別紙１

５　輸送の安全のために講じた措置と講じようとする措置

(1) 2024 年度に輸送の安全のために講じた主な措置

① 国土交通省の開催するセミナー（対面、オンライン）に積極的に参加し、輸送の安全確保の重要性を再確認しました。

② 運行管理の研鑽

運行管理者、整備管理者が運輸当局、専門的機関の講習を受講し、管理能力や指導能力アップを図りました。

③ 乗務員指導教育

新任運転士、交通事故惹起運転士、その他指導を要する運転士への教育訓練を行ったほか、一般適性診断、特定診断を受診しております。2024 年度はドライブレコーダーの映像による事故防止指導を強化しました。

④ 事故調査委員会の開催

事故調査委員会を開催して事故原因や事故の背景の究明し、管理の問題などを抽出して対策を検討し再発の防止に努めました。

⑤ 安全情報の配信

運輸当局や警察の運輸安全に関する情報を社内各部所、各営業所に配信し共有化に努めました。

⑥ 輸送の安全に関する費用

輸送の安全を目的に車両の装備、安全機器の設置や更新、ドライブレコーダーの更新や安全教育費（運転適正･適齢診断受診等）無事故表彰などに投資しております。

2025年度　輸送の安全に関する方針

１安全方針

「安全・安心」輸送の提供

～お客様の安全・安心確保がおもてなしの基本～

２重点目標

「安全・安心」輸送を提供するため以下の重点目標を設定

①前後左右目配り、おもいやり運転の徹底

②３回の目視確認徹底で、バック事故防止

③基本に徹した接客で、お客様のご満足を確保

(2) 2025年度に輸送の安全のために講じようとする主な措置

輸送の安全の確保とコンプライアンスの遵守が重要であるという意識を深く認識し、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施するとともに、安全対策を常に見直し、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。

① 国土交通省の開催するセミナーに参加し、輸送の安全確保の情報を積極的に収

集してまいります。

② 運行管理の強化

点呼時の健康状態把握のため運行前の乗務員の血圧測定を実施し運行管理を強化するとともに、巡回指導や安全パトロールを一層強化して安全確保に努める他、積極的な運行管理者試験の受験により運行管理者を養成し、適切な運行管理に努めてまいります。

③ 安全教育、講習、訓練、指導の強化

乗務員の運転訓練、個別指導や詳細な交通事故の分析、ドライブレコーダーの事例分析を活用して安全教育を強化し安全確保に努めてまいります。

④ 突発重大事案の対応訓練

車両火災、大震災などを想定した訓練を継続実施してまいります。

6　輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制

輸送の安全に関する組織、伝達系統及び事故、災害発生時の報告連絡体制については、別紙のとおり定めております。

別紙２・３

7　輸送の安全に関する事故防止の取組と教育及び研修の実施

安全・安心を確保するための教育及び研修について、初任運転士訓練、運行管理者研修、事故惹起運転士講習、点呼執行者研修等を年間計画によって実施してまいります。

別紙４

8　輸送の安全に関する内部点検

社長及び役員は各営業所、各部門の巡回指導を行い、コンプライアンスの遵守と事故防止に向けた取り組み及び、社員・乗務員に対する安全意識の徹底を点検・指導します。安全管理体制が効果的に実施され機能しているか、安全管理に関する関係法令、社内規定などのルールが遵守され徹底が図られているか等の業務内容については適正であると確認しております。

以上

安　全　管　理　規　程

別紙　1

山交ハイヤー株式会社
制　　定　平成１９年１１月１日

目　　次

第一章　　総　　則
第二章　　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第三章　　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第四章　　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章　　総　　則

（目的）

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第２２条及び第２２条の２規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第二条　　本規程は、当社の旅客運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章　　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第三条　　社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan　Do　Check　Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第四条　　前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

一　輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

二　輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

三　輸送の安全に関する指導を強化し、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
四　輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
五　輸送の安全に関する教育及び研修を適確に実施すること。

2 グループ企業と連携、協力し、輸送の安全性の向上に努める。

3 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。また、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

（輸送の安全に関する目標）

第五条　第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

（輸送の安全に関する計画）

第六条　前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

（社長等の責務）

第七条　社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

（社内組織）

第八条　次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一　安全統括管理者
二　運行管理者
三　整備管理者
四　その他必要な責任者

2 営業部長、営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、当該部署、営業所を統括し、指導監督を行う。

3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第九条　取締役のうち、運輸規則第４７条の５に規定する要件を満たす者の

中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の次号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

一　国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

二　身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三　関係法令等の違反又は、輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第十条　安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

一　全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

二　輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

三　輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

四　輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。

五　輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部点検を行い、経営トップに報告すること。

六　経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

七　運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

八　輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

九　その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第十一条　輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第十二条　経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、

直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第十三条　事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条　第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修を実施する。

（輸送の安全に関する内部点検）

第十五条　安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等をチェックするため、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部点検を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部点検を実施する。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条　経営トップは事故、災害等に関する報告又は前条の内部点検の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条　輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、

輸送の安全に関する内部点検結果及びそれを踏まえた措置内容については、必要に応じ外部に公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、必要に応じ外部に公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第十八条　本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の資料、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部点検の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等の記録は適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

別紙　2

安全管理体制表（組織図）

安全輸送に関する指揮命令系統

2025年6月5日
山交ハイヤー株式会社

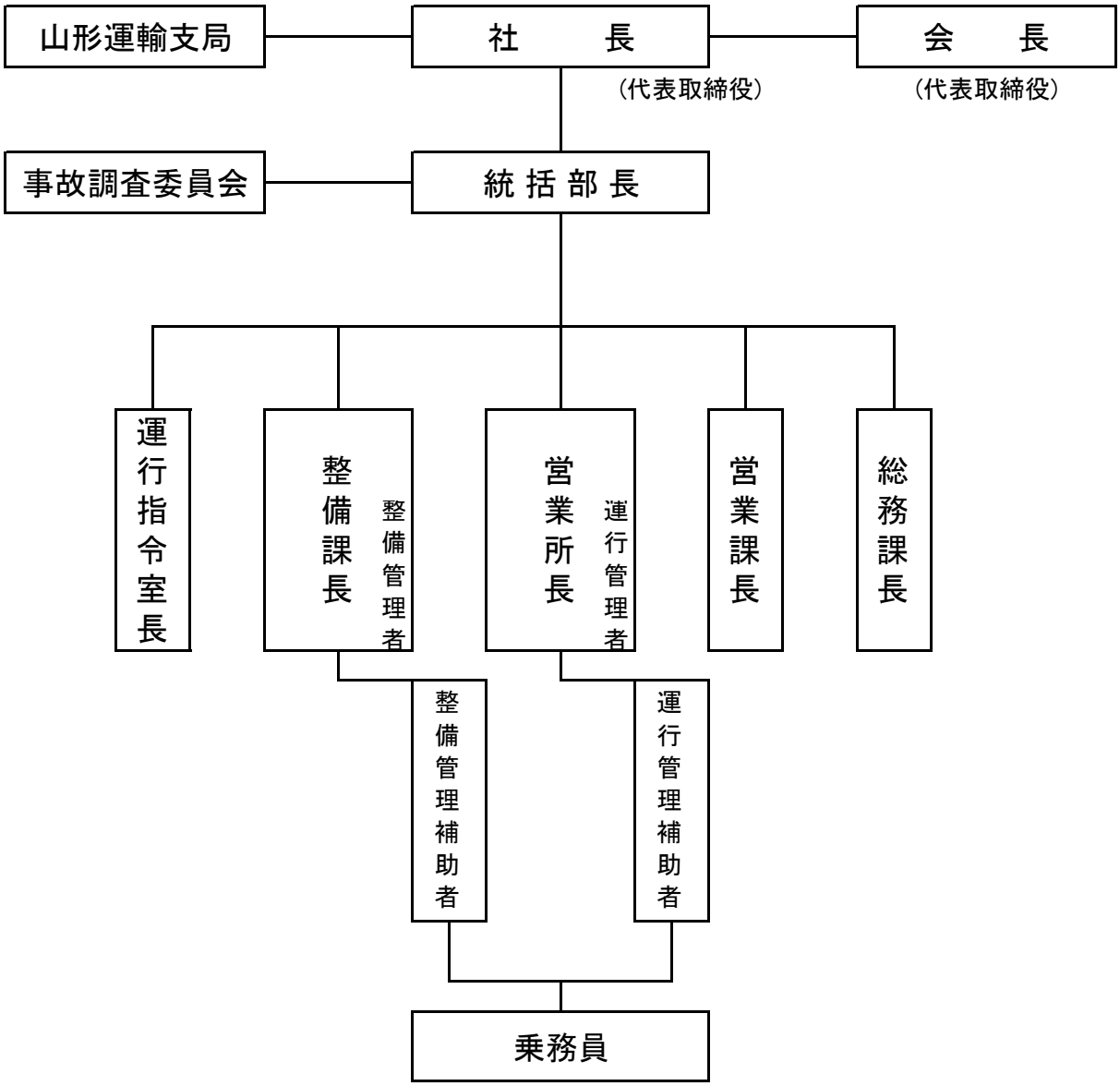

別紙　3

事故、災害等に関する報告連絡体制

2025年6月5日
山 交 ハ イ ヤ ー 株 式 会 社

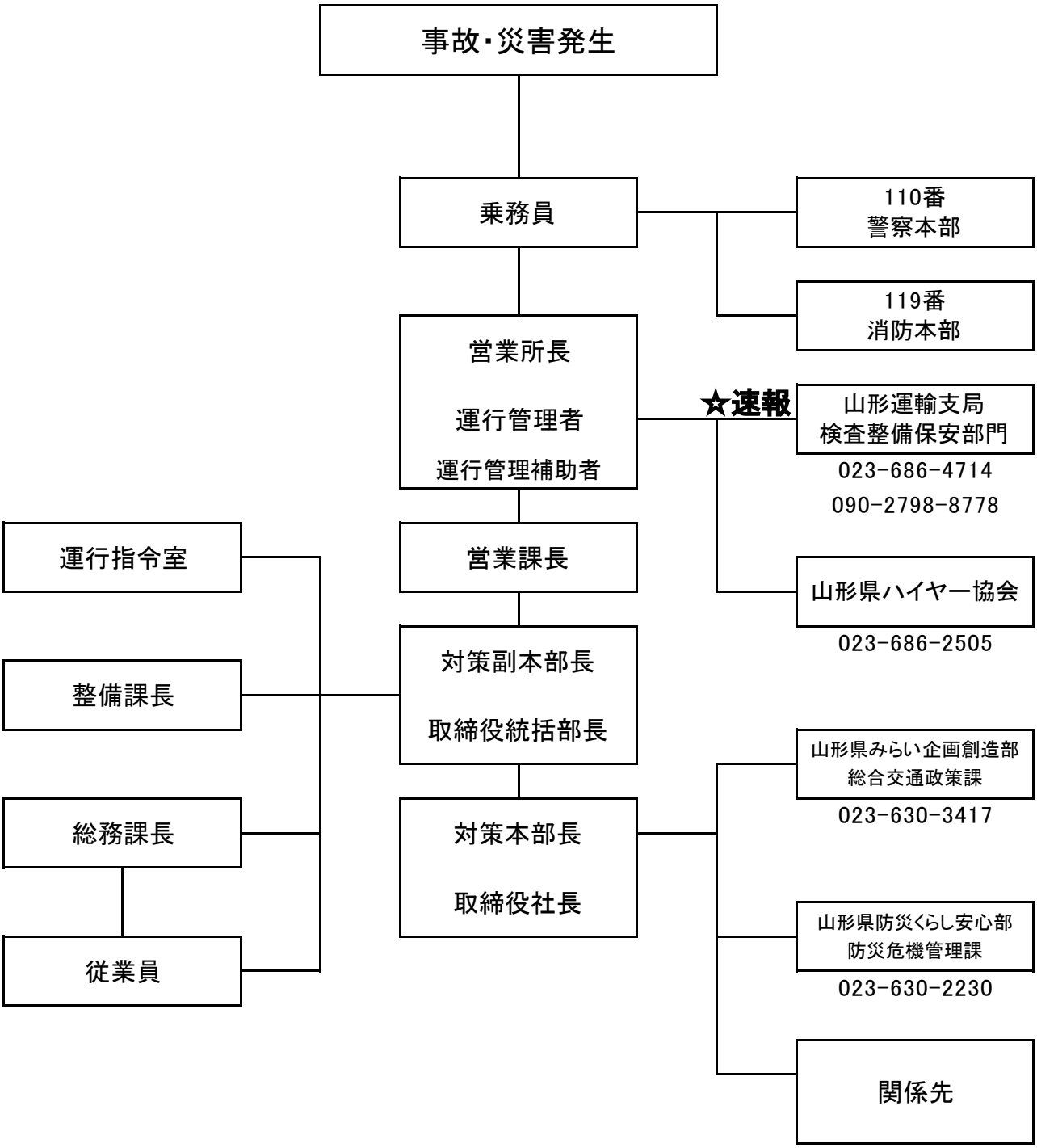

別紙　4

2025年4月1日

山交ハイヤー株式会社

2025年度 「輸送の安全・サービス向上・教育・指導」 年間計画

安全方針　「安全・安心」輸送の提供　～お客様の安全・安心確保がおもてなしの基本～

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点施策	1.「前後左右目配り、おもいやり運転」の徹底　2. 3回の目視確認徹底で「バック事故防止」　3. 基本に徹した接客で「お客様のご満足を確保」											
輸送の安全計画	子供と高齢者の事故防止強化月間			バック・接触・巻込み事故の事故防止強化月間			早めの点灯で薄暮時・夜間の事故防止強化月間			飲酒運転撲滅・冬道の交通事故防止強化旬間		
	事故調査委員会	バック事故防止訓練	事故調査委員会	サービス向上委員会	事故調査委員会	サービス向上委員会	事故調査委員会	サービス向上委員会	事故調査委員会	事故多発者研修会	事故調査委員会	サービス向上委員会
	国:運輸局:山形県:交通安全協会等が企画、実施する安全運動に確実に取り組む											
年間交通安全週間・月間運動		春の交通安全県民運動		明るいやまがた夏の安全県民運動		秋の交通安全県民運動		高齢者の交通事故防止推進強化旬間	年末年始安全総点検 飲酒運転撲滅 冬の交通安全県民運動	年末年始安全総点検 冬の交通事故防止強化		雪解け期の交通事故防止
サービス向上計画	思いやりの心で接客・接遇			快適空間の保持			迎車時のドア開閉時は下車徹底			真心の送迎で感謝の運行		
	乗降時は明るい笑顔の挨拶 乗務員教育の充実・強化・反復			清潔な車内保持と適切な感染症対策 車内換気・中間洗車徹底			乗降時のドア開閉の基本確認 荷物の持ち運び・忘れ物確認			おもてなしの気持ちで迅速な運行 配車指示厳守		
旅客自動車運送事業者が事業用自動車運転者に対して行う指導及び監督の指針　平成13年 国土交通省告示第1676号　令和5年1月6日改訂												
	タクシーを運転する心構え	タクシーの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと	運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	タクシーの構造上の特性	乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項	乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	営業区域における道路及び交通の状況	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	運転者の運転適性に応じた安全運転	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法	健康管理の重要性	安全性の向上を図るための装置を備えるタクシーの適切な運転方法
運転者の指導及び監督 **随　時**	◎点呼執行者研修訓練　◎○ドライブレコーダーの事故映像解析指導　○地理研修　◎○UDタクシー実車を用いた説明実習　◎新任運転士訓練　◎○運転適性診断受講と結果の個別指導　○エコドライブ実践と運転モラル、マナー遵守指導◎○バック事故惹起運転士の再発防止実技訓練 ◎○事故調査委員会の指摘事項指導　◎○健康診断の完全受診と健康指導、管理 ◎○マスク着用はじめとする感染症対策指導 ◎営業所巡回指導 ※◎本社　○営業所											